



地域の歴史と文化の学習 ——古代・中世における安芸国の土地をめぐる紛争——

安芸国の歴史と伝統文化を伝える会
会長 田所恒之輔

はじめに

大学と地域社会との連携が問われる時代になった。生涯学習の分野においても、地域づくり・地域おこしは重要な問題になり、人々の関心が高い。公民館などでも郷土関係の学習会は盛んになりつつあるし、地域の史跡探訪のウォーキングも盛んになっている。

本稿は、地域づくり・地域おこしの基礎として、人々の関心のある土地問題を取りあげる。土地制度は課税の基礎であり、武家の力の源泉でもあった。ここで基礎史料とするのは、我が家に伝えられている

「広島県重要文化財紙本墨書田所文書」である。この文書は、安芸国の「安芸国衙領注進状こくがりようちゅうしんじょう 一卷」と「沙弥某議状しゃみぼうぎじょう 一卷」とから成り立っており、「安芸国衙領注進状こくがりようちゅうしんじょう」は、田所資隆すけたか（佐西四度使さいよどのつかい）⁽¹⁾で田所執事たどころしつじ職しきは昌泰三年（900）頃⁽²⁾より安芸国衙の田所職を世襲した有力在庁官人・田所氏に伝えられた文書群で、安芸国衙領注進状こくがりようちゅうしんじょうは各種免田と輪租田を列記した注文である。巻首部を欠くが、鎌倉時代初期から中期（12世紀末～13世紀）にかけてのものと推定され、当時の安芸国衙領の様相を知るための貴重な資料である。作成年は、奥書から1227年～1260年にかけてのものと推定されている⁽³⁾。有力在庁官人である田所氏が、朝廷や鎌倉幕府の命により国内の田・畠の状況を作成した注文である。「沙弥某議状しゃみぼうぎじょう」は、正応2（1289）年正月23日（とあるが作成が数十年古いと推定されるふしがある。）に、本文に「祖父兼資かねすけの記述から」田所大判官代田所俊兼としかねより田所惣大判官代田所遠兼とおかねへの安芸国全域の所領や所従などの議状もしくは置書と推測される⁽⁴⁾。これら2巻は鎌倉期における国衙領と荘園の両方の実態が詳細に記録されている大変貴重な史料である。「田所文書」を長年読んできたので、これを素材にして古代・中世における安芸国の土地をめぐる問題を描いてみたい。

注（1）『国史大事典』7（P543、544）には正税帳使えだふみ 正税帳及び同枝文ならびに義倉帳・官田地子帳などを太政官に進上するための古代の国使。税帳使とも称される。朝集使、大帳使ぐちようし、貢調使よどのつかいとともに四度使の一つ。国司及び国史生が充てられ雑掌も付された。正税帳は古代律令制下、国司が毎年太政官に提出する諸国に貯積された官稻中の正税の収納・運用に関する決算報告書。

（2）『安芸府中町史』第一巻P196、田所氏系譜。

（3）『ひろがる田所文書の世界』P5。

（4）『ひろがる田所文書の世界』P38。

1 安芸国の田所氏とは

中世の「田所文書」を繙く前に、この文書の所有者である阿岐国造を遠祖と伝承される田所氏について述べ

ておく。

1) 天湯津彦命と阿岐国造と田所氏

田所氏は姓が佐伯氏で、天湯津彦命を遠祖と伝えられる。先代旧事本紀には 天湯津彦命は阿岐国造の祖神で、且つ、全国十の国造の祖神である。阿岐国造は阿岐国を支配した大国造と伝承されている。阿岐国造といわれるようになったのは、天湯津彦命の五世孫である^{あきはやたまのみこと} 飽速玉命を国造に定められたことによる。延喜式の名神大社である二の宮の速谷神社（廿日市市平良）の主祭神は^{あきはやたまのみこと} 飽速玉命（^{たけじんじや} 飽速玉男命）で、また^{たけじんじや} 多家神社の略記によると、同じく名神大社である^{たけりのみや} 多祈理宮は三の宮の^{えのみや} 埃宮（^{たけじんじや} えのみや＝^{たけじんじや} 多家神社、府中町宮の町）ともいい、祭神は貞観元年（859年）より天湯津彦命[^{あまのゆづひのみこと} 安芸津彦命（^{あきつひのみこと} 主長・首長の義なり、人名に非ず）]等を主祭神として祀られていた。

先代旧事本紀によると天湯津彦命は^{あさくにのみやつこ} 阿岐国造（阿岐）の遠祖とされ、同じく^{あさかくにのみやつこ} 阿尺国造（阿尺国）、^{おもいくにのみやつこ} 思国造（^{いくにのみやつこ} 陸奥国）、^{しねはくにのみやつこ} 伊久国造（^{しねはくにのみやつこ} 陸奥国伊久）、^{しのぶくにのみやつこ} 染羽国造（^{しのぶくにのみやつこ} 陸奥国標葉）、^{あさかくにのみやつこ} 信夫国造（^{あさかくにのみやつこ} 信夫国）、^{しらかわくにのみやつこ} 白河国造（^{しらかわくにのみやつこ} 磐城国白河）、^{さどくにのみやつこ} 佐渡国造（^{さどくにのみやつこ} 佐渡国）、^{ぬまくにのみやつこ} 怒麻国造（^{ぬまくにのみやつこ} 伊予国野間）、^{はくきくにのみやつこ} 波久岐国造（^{はくきくにのみやつこ} 波久岐国）等は^{あさくにのみやつこ} 阿岐国造同祖で天湯津彦命を遠祖と伝承されている。安芸国は『古事記』では阿岐国と記載され、大化の改新後は阿岐国の領域そのまま安芸国（上国）が設けられた⁽⁵⁾。

『先代旧事本紀』「現代語訳」巻十国造本紀によると『国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は^{あきはやたまのみこと} 飽速玉男命（^{あきはやたまのみこと} 飽速玉命）を祭る。東広島市西条の^{みつじょうこふん} 三ッ城古墳は国造氏族の墓とされる。⁽⁶⁾』

注（5）広島県史「神話・伝説 先代旧事本紀 3 天神本紀 P672、10 国造本紀、P673、P674」。

（6）『先代旧事本紀』「現代語訳」、P587。原文を分かりやすくするため筆者が加筆しています。



『第3回三ッ城古墳シンポジウム記録集 大型古墳の築造と企画』平成9年3月、東広島市教育委員会編集によると三ッ城古墳は西条盆地の南側丘陵部に築造された前方後円墳である。方墳部を北にして全長92メートル、前方部先端の幅66メートル、高さ13メートルの古墳で、県内では最大の古墳である。⁽⁷⁾

(7) 編集 東広島市教育委員会「大型古墳の築造と企画」、1997 年 3 月、P16、36。

4) 田所氏の公職とは

田所氏は、安芸国第一の旧家⁽⁸⁾で、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡に住み、本姓は佐伯で阿岐国造の後裔と伝えられる。姓は平、佐伯、藤原、源と名乗り、氏は田所・三宅と名乗った。⁽⁹⁾ 田所資隆(朝廷より免状を賜り佐西四度使と田所執事職に補任した。)は昌泰三年(900)頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡より国府・府中に赴任し在庁官人となった。田所^{のぶもと てんげん}信職(天元3年～康平7年・980～1064)は、本姓は佐伯、姓が平、氏が三宅、^{たどころしつじしき こうへい}田所執事職を康平七年(1064)父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。^{すけたか}延久四年(1072)佐伯郡田所屋敷(佐伯区五日市町三宅)より府中へ居住した。^{みよし}三善(莊園を経営する役職名)大帳所惣大判官代を寛治五年(1091)田所信職より田所兼信が相続した⁽¹⁰⁾。

田所氏が世襲した主な職名は、『芸州府中荘誌』および、『安芸府中町史』第一巻によると『阿岐国造家で、五日市田所屋敷から赴任し、国府に入った田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・安芸国執事職(昌泰3年・900頃)、^{みよし}三善(莊園を経営する役職名)大帳所惣大判官代、田所惣大判官代三善、田所惣大判官代、田所執事兄部職^{たどころしつじしき こうへい}田所文書執行職、田所惣大判官代田所兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官代田所文書職、田所惣大判官・大判官代田所書生職、田所惣判官新代大夫、大椽職、田所惣大判官代等の有力在庁官人及び『拾芥抄』によれば鎌倉中期頃より奉幣使を代々兼ね、至徳2年(1384)より正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふしやうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主等を明治5年(1872)まで代々世襲した。⁽¹¹⁾』
『国立公文書館内閣文庫風楓文書纂厳島神社定勅使田所主税家文書』に署印あり⁽¹²⁾

天明五年(1785)巳七月

厳嶋定勅使

(印)

田所主税元教 □

『田所累系』に「受_二浅野家之命_一、勅使装束破損二付受_二国命_一、
天明五年(1785)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ御装束調換ニ相成り、拝載ス」

注(8) 藝州府中荘誌 P207。

(9) 『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出 扣(田所家文書)；『芸州府中荘誌』、

P212, 213, 214, 215, 221頁；『安芸府中町史』第一巻、P 196, 197, 198, 199頁。

(10) 五日市町史上巻第七節 P180。田所累系[明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)]。

(11) 『田所累系』[明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)]。

(12) 影印叢刊『国立公文書館内閣文庫風楓文書纂』、国立公文書館内閣文庫 中 P411

5) 厳島神社と田所氏

厳島神社は本来佐伯氏の氏神でした⁽¹³⁾。平清盛公の厳島信仰により平氏の氏神として、国宝の平家納経が奉納され、神主佐伯景弘等の尽力により、荘厳な社殿等が出来、現在、世界文化遺産となりました。『厳島社領は、国衙在庁を拠点とした田所氏が、厳島神を共通の祖神とした佐伯氏同族により、国衙領不輸祖免田など、安定的地位を与えました。』⁽¹⁴⁾

初申神事は國祭であるから、厳島神社だけで完結するのではなく、国府府中の惣社・松崎八幡別宮・山王社^{そうしや まつぎきはちまんべつぐう さんおうしや}もこれに参加し厳島国府上卿兼祭主・定勅使祭主⁽¹⁵⁾を招く儀式が明治五年まで行われた。

又、藝藩通志十五(宮島町史地誌紀行編一、341~343頁)に司官職員の初申祭の編成が詳細に残されている。
安藝国の國祭で厳島国府上卿田所屋敷・惣社・厳島神社(延べ百六員の祠官職員)『祠官職員(棚守職一員、上卿職二員、祝師職一員、大行事職一員、檢校職一員、横竹職一員、修理行事職一員、小行事職一員、客人棚守職一員、地御前棚守職一員、舞方十員、楽方十五員、内侍三十一人、神楽男六員、仕人七員、神馬別当一員、祝者十二員、大工職一員、小工職一員、冶工一員、平盆師一員、国府上卿属官九員)』・松崎八幡別宮・山王社の順で初申神事はおこなわれた。

注 (13) 新修広島市史 第一編第二章 第一節第一項『厳島とその文化の歴史』P 29。

(14) 厳島信仰事典 P 261。

(15) 『国立公文書館内閣文庫風楓文書纂厳島神社定勅使田所主税家文書』に署名あり
天明五年(1785)己七月 厳嶋定勅使

(印)
田所主税元教 □

6) 弥山の山岳信仰

『厳島の祭礼の中で、古代からの弥山の山岳信仰である二季祭、すなわち二月・十一月の初申神事は、創基以来、最も由緒深く、重要な祭典でした。(16)』明治五年(1872)まで続いた、神仏習合の祭礼の中で唯一、初申神事が、祠官のみの祭礼でした。厳島神社が古社と言われる所以です(17)。

初申神事は、当初 勅使が、京都より遣わされました。後に、勅使の代わりに田所氏が国府上卿と呼ばれ、奉幣使、後に定勅使祭主となって、祭りが行われた。

注 (16) 厳島信仰事典 P 228。

(17) 厳島信仰事典 P 252。

7) 厳島神社の 厳島国府上卿役とは

田所氏は代々厳島国府上卿役で、厳島神社に列席する最上位の公卿(正三位上)・公職であり、安芸国の國祭である初申神事の定勅使・祭主を相続した。正式な職名は正三位上安藝国厳島神社年中両度初申御神事定勅使上卿役祭主兼安藝郡府中村 南 松崎八幡別宮 北 惣社も厳島と同様代々定勅使祭主を勤めた。

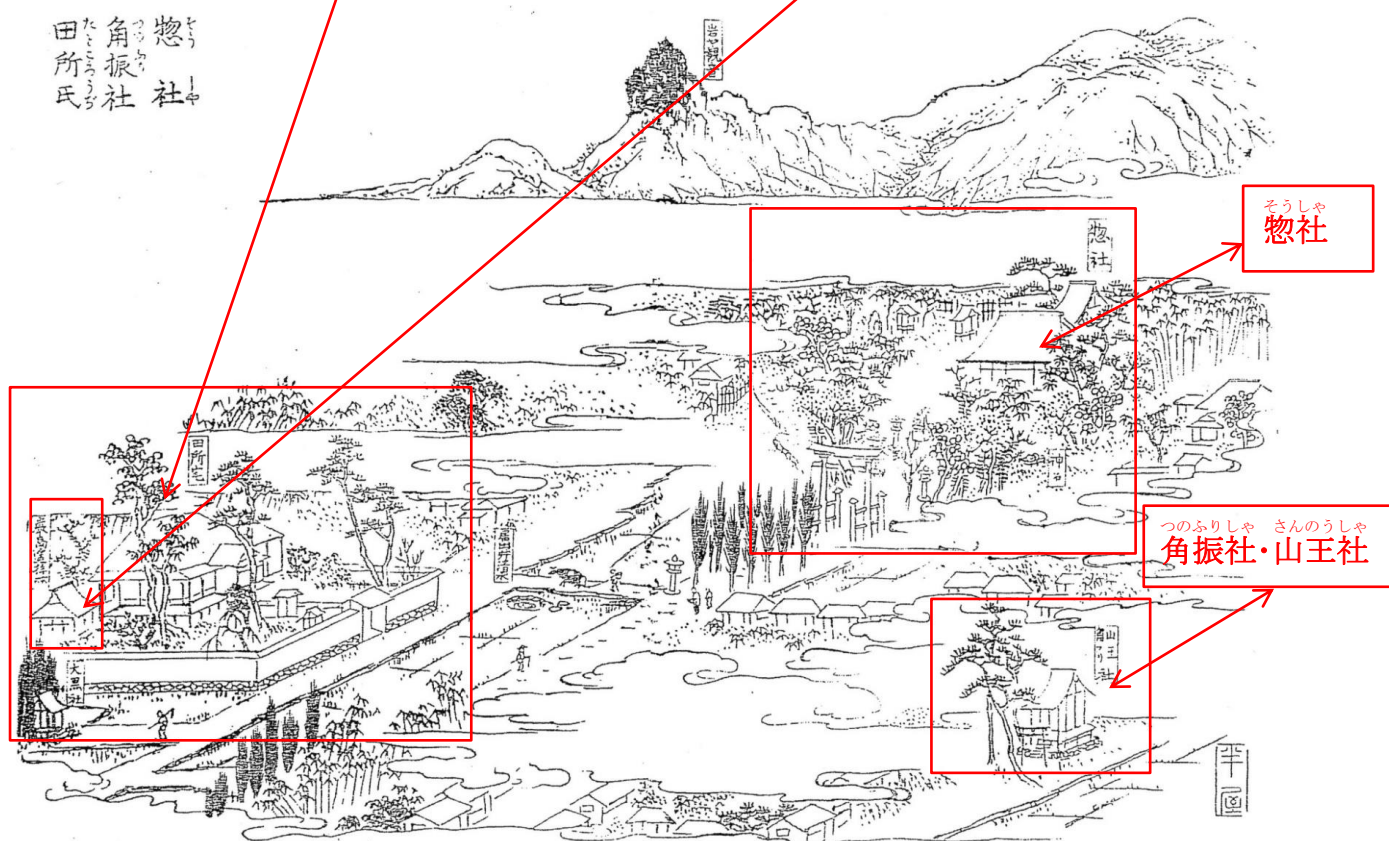
『初申日御祭 初申の御祭諸祠官大官に会し、人をして国府上卿を迎えしむ。使七度半に及んで舟よりおりる。先駆の者松明を取り伶人乱声を吹いてこれを導き社殿に上る。諸祠官此に会し祝師奉幣の儀を勤め、祝詞を奉る。客人宮の御前にては、奉幣代・祝師二人榊舞をなし、国府の祠官人長の舞をなす。又榊葉・明子の歌曲をうたう。その他万歳楽・延喜楽・甘州・林哥等の舞あり。』(18)

注 (18) 宮島町史 地誌紀行編 I 厳島図絵巻五P766、 初申日御祭として詳しく記述されている。



8) 厳島図絵の田所屋敷

約千二百坪の田所屋敷とは、^{たどころし}田所氏が^{こくちやうやしき}国廳屋敷と^{いつくしまこふしやうけいやしき}厳島国府上卿屋敷として、行政や国祭（安芸国の祭）・初申神事の祭祀を行った屋敷です。^{こくちやうじんじや}厳島遥拝所（国廳神社⁽¹⁹⁾）・^{つみせのみやうじん}槻瀬明神⁽²⁰⁾等の神殿で神事が行われた。



大正五年十一月、最後の巖島国府上卿役祭主で、後の多家神社（埃宮）社司（宮司）・田所元善（竹槌）は国廳神社・槻瀬明神・大黒社三社の御祭神を合祀し、田所明神社とした。

注 (19) 国廳神社とは国史大辞典に府中村は國府の地なりと。村の北方石井城に国廳屋敷と呼ぶ地あり。国廳神社字石井城国廳屋敷（現田所屋敷内）往古国廳内に神社を設け廳員一同朝、夕禮拝したもの。

(20) 『芸藩通史』卷二卷三十九、名神考 安芸国神名帳 P532。槻瀬明神はに正二位五前の位階とある。田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。

9) 初申神事において、大潮・満潮時に国府上卿田所氏が上陸した上卿雁木



10) 初申神事の上卿雁木

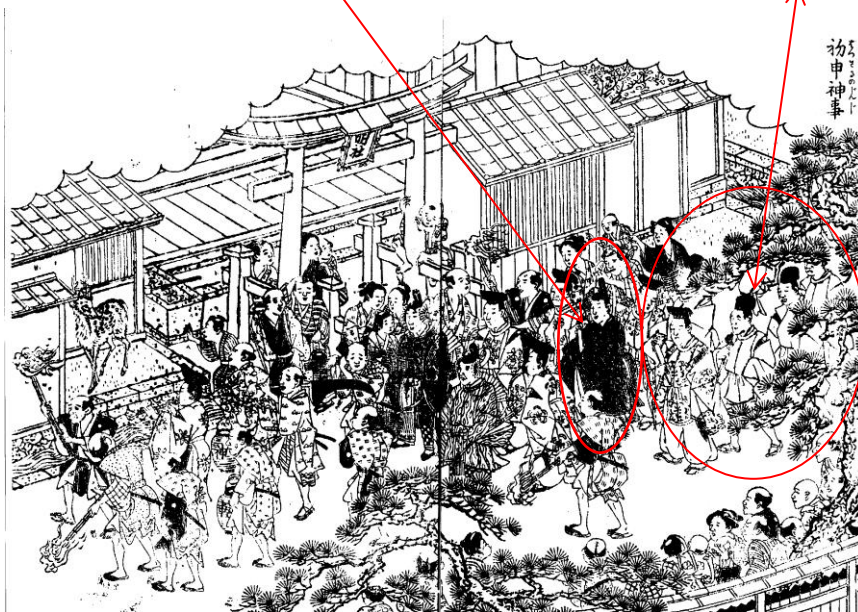
『初申夜半、上卿〔上卿とは風波の時の国府上卿・定勅使のかわりを勤めた国府上卿（田所定勅使）代を指す

」、祝師、棚守、六家祠官、伶官同じく社殿に会し、人（使者）をして、（舟の）国府上卿（田所氏）に向かう。使い七度半〔天皇に対する最高の礼で、使者が舟で、七回半出迎えた〕、にいたりて、〔国府上卿（田所氏）・随員〕船より（上卿雁木へ）上がる。先駆、松明をとり伶官、乱聲を吹いて、これを導き、祠殿に至る。』⁽²¹⁾

注（21） 宮島町史 地誌紀行編Ⅰ芸藩通志十四 P330。原文を分かりやすくするため筆者が加筆しています。

11) 厳島図絵巻四之二 府中上卿田所氏

初申神事において国府上卿田所氏が定勅使祭主として、国府随員九員をつれ本殿に向かう図



12) 田所家の勅使代としての権威

藝州府中荘誌に『或る古老の言に、浅野藩主、初申神事に参詣を思いだたれ、船を島の沖合に止め、田所上卿（厳島国府上卿・定勅使祭主）の来島を待たれた。その日風があり、時間がたったので、藩主の権威により棚守職に伝えて、参拝を終えられた。田所上卿（厳島国府上卿）は之を知り、吾は永代勅使で、当日、正三位の位階を持てり。藩侯は代々従四位下のみならず、勅使・参祭前に参詣とは理非をわきまえない、とし、嚴重に抗議を申し送った。田所上卿（定勅使祭主）は翌年より、脇浦に船を繋ぎ、容易に本社に参向せず。夜半に達して、厳島の棚守、上卿〔田所上卿（定勅使祭主）代〕待ちかねて、速やかに参向していただくよう、使船を出す。

田所上卿（定勅使祭主）いまだ早しと、出船せず。遂に七度半の使船を受けて、夜半を過ぎるころ、参向し、祭事に参列する例し、となった。為に、藩侯は翌日参拝の余儀なきに至った、と言う。真否は別にして、田所氏の権威を知ることが出来ます。』⁽²²⁾

注（22） 藝州府中荘誌 P210、211 原文を分かりやすくするため筆者が加筆しています。

2 大化の改新以前と以後の土地制度

1) 現広島市（旧五日市町）三宅の田所屋敷

『古代における土地所有は、中央・地方の豪族が私有し、部民という一種の隷属民を耕作民に私的に抱えているという形態であった。5-6世紀にかけて大和政権が力を持ちはじめると、全国各地に屯倉^{みやけ}という直轄地を設け、耕作者を田部としてそれを経営した。この屯倉に課税し、それを管理するのは、従来からその地方を支配していた国造の子孫と伝わる田所氏もそうした管理にたずさわったものと思える。

田所は、田荘とも書き、大化の改新以前の大和の豪族もしくは豪族の土地の所有形態で、天皇・皇族の所有地が屯倉と言ったのに対し豪族の所有地を田荘といった。佐伯部を所有する豪族の中心的配下である廬城家^{いおきけ}=佐伯氏が経営する田所を後に朝廷に献上するということがあって、屯倉となったものと思われる。屯倉も田所も大化の改新によって廃止された。』⁽²³⁾

大化の改新後、土地制度は大改革が行われた。それまでの私的所有から朝廷が土地・民衆を直接その支配下に置くようになっていった。公地公民制が導入され、班田収授制で、成人男子が満6歳になると口分田が支給されるようになった。これは永代使用权ではなく、死亡するとまた朝廷に返還し再配分されることになっていた。地方制度も国一郡一郷の3段階で整備され、少し遅れて村・名・保という租税単位を設け別名が作られた。国には国司、郡には郡司、郷には郷司が任命された。

大事なのは、地方の有力者が郡司や郷司に任命され、彼らは国司に一定額の税を納入する請負を行うことで郡郷内の支配をある程度まかされ、その官職を子孫に伝えることを認められることとなった。こうして田所氏は、有力在庁官人として、前述の安芸国衙の職務を遂行した。平安時代の郡郷制度と別名の成立は、荘園の発達を促した。本来なら朝廷に納める租税を私にするため、院や摂関家・大寺社の権威を借りて免れる寄進地系荘園を派生させ、在地領主がその荘官として荘園を管理して実権を握るようになっていく。平安中期にこういう荘園が国内に増えていくと、公田のことを国衙領と呼ぶようになった。

租税は、国衙領から上がってくる租税と、荘園を通じて上級貴族から国に納める租税との二本立てとなり、後者の租税は免除される不輸祖田ということもあって、国衙領と荘園の対立を生み出すことになった。個人単位への租税から名田単位に変更されたことで、中央から派遣される国司が任地に赴任しないで目代を派遣することが発達してくると、在庁官人が目代の監督のもとに、租税収取や軍事などの実務にあたることになった。

注(23) 五日市町史 上巻 P143。

3 鎌倉時代の朝廷の支配体制と守護・地頭による土地の二重支配体制

1) 幕府の文書調進権

安芸国など西国では国衙から様々な文書を作成し進上させる権利を、幕府が其の成立当初から獲得していた。幕府は全く新しい支配体制を作り上げたのではなく、従来の朝廷側の支配体系に寄生する形で自らの支配

体制を寄生したのであるから朝廷側の先例は欠くことが出来なかった⁽²⁴⁾。

注(24) 広がる田所文書の世界 P4。

2) 安芸国衙領注進状

在庁官人は朝廷や幕府の命によって国内の田・畠の状況を報告する文書を数多く作成し注進した。一般に大田文が所領の内部構成を記さないのに対して、安芸国衙領注進状は郡・郷・村の内部の状況を詳細に記しており、その点でも価値が高い⁽²⁵⁾。

注(25) 広がる田所文書の世界 P4、P5。

3) 守護地頭の設置

『文治元年(1185)十月十九日源頼朝は次の守護地頭の設置権を奏請し勅許を得た。』

①国ごとの国地頭・惣追捕使(両職は同一人兼帯が常態)設置権②国地頭・惣追捕使による段別五升の兵糧米徴収権③平家没官領・謀反人跡の荘園・公領への地頭(荘郷地頭)補任権』⁽²⁶⁾

注(26) 広島県史 中世 P4。

4) 安芸国の守護

鎌倉幕府が置いた武家政権において検断(警察・治安維持・刑事裁判を担当)を掌する役職で、地頭御家人に幕府の命令を伝達した。安芸国の最初の守護は、文治五年(1189)から建久六年(1195)頃まで武田信光といわれる。次いで宗孝親^{そうたかちか}が守護に任命されるが、宗氏は承久の乱(1221)で京方に与し敗北、守護職を没収され、再び武田信光が安芸国・甲斐国の守護に任命された。嘉禎元年(1235)藤原親実が安芸国守護職に任命された。寛元三年(1245)武田氏が守護を還補となり、建治元年(1275)頃まで守護職に任ぜられた。

5) 国地頭

文治の勅許〔文治元年11月28日口宣^{くぜん}(1185年12月21日宣旨^{せんじ})〕の北条時政による奏請に基づき、朝廷より源頼朝に対し与えられた諸国への守護・地頭職の設置・任免を許可した勅許)に基づく国地頭は鎌倉時代に一般的だった大犯三箇条^{たいぼんさんかじょう}を職務とする守護、荘園・公領に設置された地頭ではなく、段別五升の兵糧米の徴収・田地の知行権・国内武士の動員権など強大な権限を持つ「国地頭」であり、守護の前段階とする説が有力となっている⁽²⁷⁾。

地頭は、「国衙領、荘園における下地管理権・徴税権、警察および裁判権」を持っていた。安芸国における地頭は、平安末期頃の平氏政権下で地頭職が補任されていたようであるし、初代守護と共に鎌倉から派遣された地頭もいたが、本格的に安芸国に配置されるのは承久の乱以降のことであると思われる。

地頭として入国した武家を挙げると、次のようになる。

【安芸国の地頭の所在地と補任時期と出自】⁽²⁸⁾

地 頭	所 在 地	補任時期	出 自
佐伯氏	佐伯郡廿日市	承久 3 年(1221)	相模国鎌倉
香川（経景）氏	佐東郡八木村	承久 3 年(1221)	相模国高座郡大庭荘香川村
香川氏	山県郡戸谷村	承久 3 年(1221)	相模国香川村
吉川（経光）氏	山県郡大朝本庄	承久 3 年(1221)	駿河国入江荘内吉河邑
熊谷（直時）氏	安北郡三入庄	承久 3 年(1221)	武蔵国大里郡熊谷郷
平賀（有信）氏	安北郡三入庄 安芸町村	承久 3 年(1221)	信濃国佐久郡平賀邑
新野（頼章）氏	安北郡三入庄	承久 3 年(1221)	伊豆国三津庄
阿曾沼（親綱）氏	安南郡世能荒山庄	承久 3 年(1221)	下野国安蘇郡阿曾沼郷
金子〔六郎入道時蓮(慈蓮か)〕氏	安南郡温科村	承久 3 年(1221)	武蔵国入間郡金子郷
金子氏	安北郡久村	承久 3 年(1221)	武蔵国入間郡金子郷
児玉氏	豊田郡竹仁村	承久 3 年(1221)	武蔵国児玉郡
小早川（茂平）氏	都宇竹原荘	承久 3 年(1221)	相模国土肥郷早川荘小早川村
椋梨氏	豊田郡椋梨新庄	寛正 4 年(1246)	安芸国沼田荘
多賀谷氏	安南郡蒲刈島	建長元年(1249)以前	武蔵国埼玉郡騎西庄多賀谷郷
三戸氏	加茂郡西条郷	建長 3 年(1251)	伊豆国田方郡三戸村
沼田小早川（遠平）氏	沼田郡沼田荘	建永元年(1206)以前	相模国土肥郷早河荘小早川村
毛利（時親）氏	高田郡吉田荘	文永 6 年(1270)	相模国愛甲郡毛利庄平賀(直宗)氏
平賀（直宗）氏	加茂郡高屋保	弘安元(1278～1287)	出羽国平鹿郡
天野（顕義）氏	加茂郡志和堀	南北朝期(1333～1336)	伊豆国田方郡天野郷
井原高氏	高田郡井原庄	延元元年(1336)	高師直の弟高師久(後に師重)の子、高氏教
新居氏	加茂郡黒瀬村	南北朝以降(1336 以降)	伊予国新居郡（神野郡）
穴戸氏	高田郡甲立村	南北朝以降(1336 以降)	常陸国穴戸荘
南方（親定）氏	山県郡南方村	延元元年後(1336 後)	豊前国門司
毛利氏（親衡→元春）	高田郡吉田荘	建武 3 年(1336～38)	建武新政権の没収後領地回復
国司（師武）氏 （高師泰の子）	高田郡国司荘	観応の擾乱後(1352 後)	下野国
田所（信高）氏	加茂郡竹仁村	延元元年(1336)	府中村（安芸国府）田所惣大判官代兼初申神事奉幣使
田坂氏	豊田郡長谷村	応永の頃(1399 頃)	
野間氏	安南郡矢野村	文政 2 年(1445)	尾張国野間荘
白井（親胤）氏	安南郡府中村	文明年間(1469～1486)	下総国白井郡白井荘
秋山氏	安南郡牛田村		

注(28) 安芸国の地頭の所在地と補任時期と出自のリストは主に『国史大辞典』第6巻、『広島県中世』を参照したが、出自に関しては、自治体の市町村史も参考にした。

7) 国衙領と荘園の押領と押妨について

古代末期から中世にかけた「押領」とは他人の財産を奪い取って支配することである。荘園制下の田畑・年貢・公事などの知行を自己のものと主張して侵奪することを意味する法律用語として使用された。中世に入ると押領に対する幕府法や荘園の本所法などの多種多数の法が設けられた。鎌倉幕府の御成敗式目において当知行と称して不法の方法によって他人の所領を給わり生産物を貪りとった者について押領した分を返還させ、所領のないものは遠流に処すと規定した。地頭が領家分を押領した場合は知行年紀法を適用しないと規定した⁽²⁹⁾。

平安時代から「押領」は、人の領地を力づくで、奪う意味で用いられるようになり、他人の物を奪う意味に転じていった。

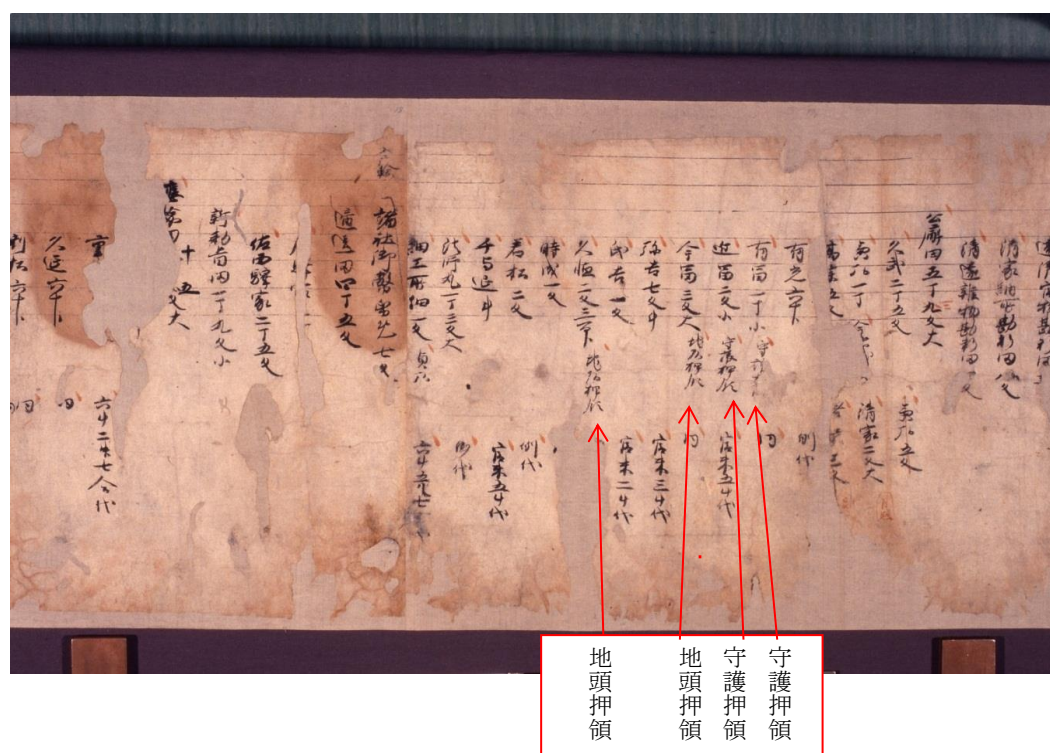
明治中期以降から「押領」は、対象が土地だけでなく金品に及ぶようになり、横取りと言う言葉の類推となったと考えられる。

「押妨」とは、正当な権利を持たない者が、暴力的あるいは不当な手段で土地横領、所領侵入、不当課税などの非法な行為をすること。

注(29) 国史大事典。

8) 安芸国衙の守護押領・地頭の押領の実例

実例① 田所文書(国衙領注進状)の守護押領・地頭押領四カ所の記載部分



実例② 田所文書国衙領注進状

『 有福一丁 守護押領 為光三反諸社
得重三反 守護押領
江得三反小 地頭押領 弥吉三反小
国作所三丁二反 地頭押領
仁保島四丁八反小 地頭押領 例代
弥富二反百歩 地頭押領
紙免一丁 守護押領 有富 』

実例③ 田所文書沙弥某議状

『 符中 一所田 一反 地頭押領 上山(沢行作、黒丸父なり)
件の所は在庁信景領、澤門名の内なり 負物を以て了んぬ
所屋敷畠二反 地頭押領 北濱(国衙公人⁽³⁰⁾なり)
件の所は造府所公文名の内也、而るに負物代と号し
江田村 福原兵衛入道了西 守護押領
件の畠は福原兵衛入道了西が之を伝領するに地頭押領の上は訴訟を経、
領知せらるか、しからずんばその用途を沙汰し進められるべきの所、
一向にその儀なきにより、事の由を訴え申し御下知を蒙りおえんぬ。凡そ子細に及ばざるか
原郷一所同一丁の内(多阿五反は願覚跡、今は毗沙王、多阿の議状による也
毗沙二郎五反は地頭押領、博打による 資俊 西島田)
温科村 一所七丁 新堤
一、地頭押領所々、先段に注し漏るる 坪々 安南郡 原郷 』
注 (30) 国衙で雑役に従事する職員。

実例④ 康安元年(1389)11月の將軍家御教書〔東寺百合古文書 百八十一〕

『 東寺雜掌申、安芸國衙領内佐東郡○○○東原郷安南郡新勅旨田・杣村・八木村・温品^{そまむら}等事申状具書如レ
此、武田治部少輔、同遠江守、品河近江入道、香河修理亮、大藏少輔、金子大炊介以下輩押領云々、〈○
中略〉 康平元年十一月廿五日 左衛門佐〈御判〉 森宮内少輔殿 』

將軍家御教書には、安芸國衙領内の佐東郡原郷・安南郡新勅旨田・杣村・八木村・温品^{ぬくしな}などを、武田治部少輔・武田遠江守・品河近江入道・香河修理亮・香河大藏少輔・金子大炊助などが押領しているのを止めるように命じた。武田治部少輔は原郷、武田^{とうとうみのかみ}遠江守は杣村、品河近江入道は緑井郷、香河修理亮・大藏少輔は八木村、金子大炊助は温品にそれぞれ本拠をもつ領主であるにもかかわらず、室町幕府によって認められている従来の権限に充足することなく、それぞれの所領において年貢押妨^{おうえぼう}をおこない、さらにその地の支配者にのし上がろうとした。

安芸國守護武田氏信は、南北朝動乱期には国内の兵を率いて南朝方と戦い、また諸豪族に所領の安堵・預置きを行って勢力を拡大した。14世紀末頃、武田氏の守護としての地位は一時失われるが、この期間に武田氏は、周辺の國衙領などを押領する行動をとっており、その勢力を拡大しつつあった。

すなわち南北朝末期頃になると所領をめぐる相論が頻繁におこっていた。

事例⑤ ここでは主として安芸国西部における相論のうち武田氏が関与しているものを紹介する。

永和2年(1376)武田氏信の被官人などが安芸国衙領のうち加茂郡を平賀氏、佐西郡を^{ちかあきら}厳島親詮、武田遠江守がそれぞれ押領していた。また杣村の段銭⁽³¹⁾も武田氏が押領していた。

さらに慶応元年(1389)、武田治部少輔・武田遠江守・品河近江入道・香河修理亮・大蔵少輔・金子大炊助などが、安芸国衙領内の佐東郡東原郷・安南郡新勅旨田・杣村・緑井郷・八木村・温科などを押領していた。応永4年(1397)7月、佐東郡内の諸村ならびに諸免田について^{あてが}厳島神主藤原親胤と武田乗光は相論を行っているが、幕府はこの地を神主に^{あてが}宛行っている。さらに同8月、幕府は^{ざつしやう}厳島社雑掌⁽³²⁾の訴えを受けて、神領である杣村に対する守護一族武田伴遠江五郎^{おうぼう}の押妨を差し止めているが、そこに「安芸国杣村内大塚久^{そまむら}知^{おおつかく}両村」「杣七ヶ村」といった記載がみられる。

これによると杣村は、沼田町の大塚から安佐町の久知を含む当時の7か村からなっていたことがわかる。その全容については直接知ることはできないが、ほぼ沼田町全域と安佐町の西部にまたがる領域であったと推測される。武田伴遠江五郎なるものは明らかでないが、沼田町伴に拠を有する伴氏と思われ、彼はすでに南北朝初期の建武二年(1335)には同村とかかわりを有している。

ところで武田氏は守護職を一貫して保持できたわけではないが、安芸国中心部の安南・佐東・山県⁽³³⁾の3つの郡を分郡内にかざられるようになったといえよう。応永～永享期は武田氏の「分郡」「郡主」としての地位が明確に固定した段階であると思われる。武田一族の伴氏が佐東郡西部に定着したのは南北朝期であったが、室町期に至り、武田氏が佐東郡を押領すると郡内の己斐・利松・坪井・大塚・久地などの^{そまむら}厳島社領を押妨しはじめる。石道・利松・大塚・久知などの^{おおつかく}厳島社領を押領していた。

このような状況の下において^{そまむら}厳島神主家は、その社領を保持するためにも武田氏以外の勢力と結びつく必要があった。したがって^{おおつかく}厳島神主家は武田氏に対抗して、南北朝末期から安芸国に隠然たる力を有していた大内氏と結んだため、武田氏は長祿元年(1457)に吉川・毛利氏を率いて大内氏と佐東郡山本・己斐などで戦っていた。

温科大蔵少輔、金子大炊輔らが押領していた。これらは押領人の本領地の国衙職についてであり、半済等の一時的預け置きを契機にして戦乱の終息にもかかわらず返付しなかった。応安元年(1368)頃には小早川貞平による押領がみられるが、それはのち具体的には小早川春平による入野郷国衙分、あるいは一族による郡戸・戸野両郷の押領として資料上にあらわれた。

注(31) 日本の中世における税の一種。仁治2年(1241)に鎌倉幕府が課した例が初出といわれる。国家的行事や寺社の造営など、臨時の支出が必要な時に地域を限定(多くは国ごと)し、臨時に銭納が原則で、「田畑一反あたり何文」と課した。

(32) 古代・中世に国衙・荘園、貴族などに属して雑事務をとった役人。

事例⑥ ⁽³³⁾ 厳島社領の構成と訴訟

『 表1 室町期における⁽³³⁾ 厳島社領の構成と押領状況
厳島社領 (宝徳2年[1459]の押領人)

(A) ①佐西郡

(B) 佐東郡内の神領等

〔②己斐村付石道③桑原新荘④堀立⑤吉次⑥利松⑦吉武⑧今武⑨定順⑩光清⑪坪井

②～⑫中洲別符以上を武田伊豆守繁信押領] ⑬大塚（武田遠江入道押領）、

(C) 安芸国内の神領

⑭三田新莊⑮古河村⑯千代末南北⑰寺原郷⑱造果保（平賀尾張入道[頼宗] 押領）、⑲額原郷⑳保垣上下村
㉑小山（毛利治部輔熙元押領）㉒香屋村㉓石浦㉔長田郷㉕上竹仁（毛利太郎右衛門尉押領）㉖高田原（穴
戸安芸入道[智元] 押領）㉗志芳莊二分方（天野民部大輔押領）㉘吉和村

(D) 社家分社家進止

㉙ 安摩莊五箇浦㉚井原㉛福光㉜志路原㉝市折㉞壬生㉟大田郷㊱木次㊲久知（武田遠江入道押領）、こ
のほか東西条、諸郡郷散在の免田

(E) 神領 ㊳播磨国神部莊

(F) 神領 ㊴京都地

㊵五条坊門京極、六条地

』

注 (33) 厳島信仰事典 P 282。

9) 下地中分したぢちゅうぶんの実例

毛利氏以前の吉田と下地中分（荘園と地頭が領地を折半すること）

『祇園社記』（祇園社草創以来代々勅願使次第）

『吉田莊 領家 地頭中分

（安芸国吉田莊）

永仁四年(1296)当莊領家中「地頭文下地」云々⁽³⁴⁾』

吉田莊は吉田莊四郷（吉田・麻原・豊島・竹原）吉田町吉田、同町竹原、向原戸島、甲立町を領域とした荘園で、久安五年（1149）勅願により祇園社（京都八坂神社）一切会の料所とされ、鳥羽院政期に成立した院領荘園である。永仁四年（1296）に地頭毛利氏と領家との下地中分が行われ吉田、麻原（おはら）方は地頭方へ、戸島竹原方は領家にそれぞれ渡った。祇園社一切会料 300 石の進納は鎌倉末期までつづいた。南北朝以降は領家支配が途絶え、地頭毛利氏が支配した。

注 (34) 向原町史 上巻 通史資料集 P 725。

10) 和与中分わよちゅうぶんの実例

和与中分とは、中世の下地中分の一。下地中分には幕府の採決によるものと、判決以前に当事者の間の和与によるものとの二種類あり、その後者をいう。

『安芸国妻保垣高田原両別符地頭内藤教泰雜掌覚弁和与状〔内藤家文書四〕

契約 （高田郡） （高田郡）

安芸国妻保垣・高田原両別符事

右彼地者、本家領家地頭等多年其沙汰訖、而以和与之儀申談之上者、向後更雖為一事、不可自専者也、但社役云年貢、於有限濟物令違変者、不可依此契約、可及上訴者也、仍相互取違此和与状也、若此偽申候者

日本国中仏神三宝御罰可蒙候、仍状如件、

応永二年(1395)六月晦日

(内藤)

地頭 教泰

請人法眼真勝（花押）

同 凡 為繼（花押）

雜掌 覚弁

』

(35)

この文書は安芸国妻保垣・高田原両別符の支配について、地頭内藤教泰と雑掌覚弁がそれぞれ請人を立て、互いに「自専」なきことを誓ったものである。

注（35）向原町史上巻通史資料集 P 737。

4 まとめ

大学と地域社会との連携は、公民館などで行う史跡探訪だけではなく、地域社会の歴史や文化などの根源を探っていくような講座での学習を広げていくことにあると思う。郷土の歴史と伝統文化を深く知ることは、郷土への愛着心を育てていくことにつながり、広い生涯学習活動の分野の基となる。

古代の＜阿岐国＝安芸国と田所氏＞について説明した。自分たちの住んでいる土地がどのような国で、古代からどのように統治されてきたかを知っておく必要があると思う。

安芸国の歴史を認識すると共に、地勢の変遷や軍事・行政・祭祀が朝廷と幕府の二重支配構造の中でどのように変遷したかを示した。国衙領と荘園の変遷と守護・地頭の押領の実態を明らかにして、中世の土地の紛争が現在、社会に及ぼしている影響を示した。

こうした先人達が命懸けで公家法や御成敗式目等の中世の法律を創り、守ってきた時代の政治と軍事の歴史と伝統文化の実態を認識し、哲学を学ぶことが、各自治体が普遍的で、持続的な社会の活力を生む『地域おこし』の原点となると思う。

参考文献

第1次資料 『国立公文書館内閣文庫風楓文書纂』和書厳島神社定勅使田所主税元教家文書所蔵 天明五年(1785)厳嶋定勅使 田所主税元教 広島県府中町、田所家。；紙本墨書広島県重要文化財田所文書(安芸国衙領注進状一卷、1227年頃。沙弥某讓状一卷、1289年頃尚、作成が数十年古いと推定されるふしがある。)所蔵 広島県府中町、田所家。；田所累系〔明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)〕。

第2次資料

影印叢刊『国立公文書館内閣文庫風楓文書纂』、国立公文書館内閣文庫 1984年； 錦織 勤『ひろがる田所文書の世界』、 府中町歴史民俗資料館 1989年。；

熊田重邦『広島県史』中世広島県 1984年。；『広島県史』古代中世資料編Ⅲ広島県、1978年。；福尾猛市郎『広島県史』古代中世資料編Ⅳ広島県、1978年。；野坂元良編『厳島信仰事典』戎光祥出版株式会社、2002年。；菅原守編『芸州府中荘誌』黙平堂書店 1932年。；国史大辞典編集委員会『国史大事典』吉川弘文館 1979～1993年。；訳註者龍肅『吾妻鏡』、株式会社岩波書店 2008年。；

○市町村史 広島県『広島県史』原始 古代 通史Ⅰ、1980年；熊田重邦『広島県史』中世、1984年；広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1976年；広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1978年；福尾猛市郎『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、1978年；広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅴ、1980年；『安芸府中町史』第1巻 1979年、第2巻、1977年；後藤陽一『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ【頼杏坪『芸藩通志』

芳野裳華房、廣島図書館、1907。黒川道祐『厳島神社御文庫本芸備国郡志』厳島神社所蔵、1666。；岡田清編『芸州厳島図絵』島本文庫、1842。；小島常也『厳島道芝記』巻第5平凡社、1702。収録 宮島町、1992。；『新修広島市史』巻4、1961年。；『安芸町史』1973年。；『安佐町史』1977年。；『五日市町史』上巻、1979年。；『江田島町史』2001年。；『大朝町史』1978年。；『大竹市史』本編第1巻、1961年。；『大野町史』1962年。；『海田町史』1986年。；『可部町史』1976年。；『倉橋町史』通史編、1991年。；『呉市史』第1巻、1956年。；『呉市史』第2巻1959年。；『呉の歴史』2002年。；『高陽町史』1979年。；『佐東町史』1980年。；『瀬野川町史』1980年。；『高田郡史』1913。；『高宮町史』1976年。；『竹原市史』第1巻、1963年。；『千代田町史』古代中世資料編、1987年。；『沼田町史』1980年。；『廿日市町史』通史編上、1988年。；『廿日市町史』資料編I、1979。；『福富町史』2007年。；『船越町史』1981年。；『三原市史』第1巻、1970年。；『向原町史』1989年。；『八千代町史』1990年。；

本稿は平成24年10月13日第2回 広島エクステンション・セミナー講演をまとめたものです。

田所恒之輔 (たどころこうのすけ)

1946年、広島県安芸郡府中町生まれ。防衛大学校卒、元陸上自衛隊レンジャー教官。安芸国の歴史と伝統を伝える会会長。阿岐国造家・国廳屋敷・厳島神社国府上卿屋敷 田所明神社〔厳島遙拝所：国廳神社・槻瀬明神〕大黒社合祀 〔国立公文書館内閣文庫風楓文書纂〕和書厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所蔵 広島県重要文化財紙本墨書田所文書（安芸国衙領注進状一卷14[㍿]・沙弥某議状一卷12[㍿]）所蔵。

（・・・は『田所累系』家系図の内、主要な者のみで、他は省略した。）

『天湯津彦命〔安芸津彦命・安芸津彦（主長・首長の義なり、人名に非ず）芸州府中莊誌221頁〕の後裔、その五世孫 阿岐国造・鮑速玉命の後裔・・・五日市町三宅の田所屋敷に代々居住。・・・

○佐伯資隆 姓平又佐伯両姓、氏ハ三宅 資隆（昌泰3年・900±） 佐西四度使（毎年四種の使者一大計帳使、正税使、貢帳使、朝集使一をもって国勢を中央に報告する役）、当国執事職免状ニ有リ。通称相知不^あレ申、田所ト云ハ免状ニ任^{にん}ズト田所執事職^{しつじしき}』有ルヲ以テ代々田所・三宅兩名ヲ用イル。安芸国府・府中に赴任ス。（佐伯資隆900±より有力在庁官人とおよび奉幣使代等の公職を明治五年まで代々世襲した。）

○資遠 佐西四度使、姓平又佐伯両姓相伝ウナリ、氏三宅、伝^{つたえていく}云 佐西四度使ニテ当国佐伯郡三宅村ニ住セシ故ナリト云ウ

安芸国府・府中に赴任ス

○資俊 佐西四度使 姓平 氏三宅 父資遠 齡八十^{よわい}余ニテ卒ス、資俊の時代まで当国佐伯郡三宅村ニ住ス 安芸国府・府中に赴任ス。

○信職 姓平、氏三宅、康平七年(1064)二月朔日、父資俊之受^{ゆずりうけて}レ譲而相続シ任^{にん}ズ田所執事職、又寛治五年(1091)四月、田所代々職事欲^{ちやくしかねのぶにこくさいをうけんとはっし}干嫡子兼信請^{すなわちゆずりをうく}二国裁一、則受^{ふにんす}レ譲、此の兼信補二任大帳所大判官代^{にん}ニ 信職ノ代ニ安芸国府・府中石井城ニ移住ス。

○兼信 姓平、寛治五年十日、父信職之受^{ゆずりうけて}レ譲而任^{にん}ズ田所執事職之御庁宣ト云ウ綸旨を所持ス、又安南・佐東・加茂・高宮諸郡之内領知ヲ譲ルト云ウコト本系図ニ相見エ、庁宣田所 大帳所惣判官代三善兼信、寛治五年十日、・・・

○俊兼 姓平、氏田所、兄資家ヨリ俊兼ハ養子トシテ家督ヲ相続セシメ從五位下ニ任ゼラル。厳島社宮司 野坂家から発見された安芸国留守所補任^{ふにんじょう}状の写である。「留守所 補任 大掾職事 從五位下 平朝臣俊兼

右人、為^なレ致^し奉公之忠、補^ふ任^{にん}大掾職、如^{ごと}件、庁宣承知用^{もち}レ之、故補任、建久九年(1198)十一月六日 大判官代佐伯朝臣書判 佐伯朝臣 佐伯朝臣 権介惟宗朝臣 惣大判官代惟宗朝臣 目代～書判」、・・・【『拾芥抄』(鎌倉時代中期には原型が成立し、暦応年間に公賢がそれを増補・校訂したと考え

られている)に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近_ニ代無_ニ其沙汰_ニ欵、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。⁽³¹⁾』これらの古文書の記録により、遅くとも鎌倉時代中期頃(1222~1287)よりのち奉幣使を代々世襲したと考えられる。』よって『田所累系』により推測すると○「田所^{とおかわ}遠兼 姓平 氏田所 安貞三年(1229)十月、父俊兼より受_レ譲而相統、被任_ニ田所総判官代左近将監^{とおかわ}遠兼平朝臣_ニ、嘉禎三年(1237)十一月六日、可_レ領_ニ作安南郡内戸坂楠垣内_ニ之御庁宣アリ兼ねて以後有力在庁官人の職と安芸国の初申神事(安芸国の祭祀)の奉幣使をこの頃より後に代々兼務したと考えられる。」・・・

○田所惣大判官代石井新左衛門尉信高平朝臣兼奉幣使「 建武二年(1335)十月、父信兼ヨリ受_レ譲家督相統、任_ニ田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣_ニ、正平六年(1351)十月三日 安芸国河戸村国衙分^{のぶたか}二_分可_レ令_ニ領知_ニ旨常陸親王^{のぶたか}ヨリ頂載 永和五年(1379)二月二十五日厳島社勅使装束破損ニ付キ為_ニ料足_ニ一 当国 入野郷一町ノ内三反 黒瀬村二反以上拝受ノ免状アリ」・・・跡式相統、社役如_レ前、

○田所惣大判官代太郎左衛門尉在俊平朝臣 兼務 正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主 「貞治五年(1366)十月朔日父信高^{のぶたか}ヨリ受_レ譲、任_ニ田所惣大判官代太郎左衛門尉平朝臣_ニ、貞治六年(1367)十二月、河戸村一分方国衙職事 可_レ為_ニ知行_ニ旨御教書拝受_レ至徳二年(1385)十月朔日、被_レ定_ニ厳島上卿役一 御証文拝載ス、装束モ拝載ス」

・・・田所氏は正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主を明治五年(1872)まで代々世襲した。・・・跡式相統、社役如_レ前、

○田所主税元教 正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主 跡式相統、社役如_レ前、

受_ニ浅野家之命_ニ、勅使装束破損ニ付受_ニ国命_ニ、

天明五年(1785)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ

御装束調換ニ相成り、拝載ス

安藝厳嶋定勅使田所主税所蔵寫

『風楓文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四厳島神社定勅使田所主税元教家文書

に署印あり⁽¹²⁾

天明五年(1785)巳七月

厳嶋定勅使

(印)

田所主税元教 □

○最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主跡式相統、社役如_レ前、多家神社(埃宮)社司(宮司)歴任 田所元^{げんぜん}善竹^{たけつち}等・・・

○阿岐国造家 安芸国^{こくちやうやしき}廳屋敷 厳島国府上卿屋敷 鎮座「国^{こくちやうじんしゃ・つきのせみやうじん}廳神社・槻瀬明神」・大黒社の三社の御祭神を合祀し、田所明神社とした。

安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔

内閣文庫^{ふうけんぶんこさんしょか} 風軒文庫纂諸家 五十一和書[田所家文書(25通)の写し]等に収録。 広島県重要文化財田所文書(国衙領^{こくがりやうちゆうしんじやう}注進^{しやみぼうゆずりじやう}状一卷 沙弥某^{まこと}讓状一卷)所蔵。 内閣府認証(第71号)特定活動非営利法人全日本大学開放推進機構会員。 宗教法人人間禅名誉会員。 財団法人水西倶楽部会員。 広島県立安芸府中高等学校評議員。

(付記: 本稿は、以下同文) 広島でのエクステンション・セミナー講演を纏めたものを『UEJジャーナル』14号(2014年9月号)に発表した。2019年11月5日、官職名などに正規の職名を明らかにすることができたので、関係部分を加筆修正した。